

施策目標 :

中東地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること。

施策評価 (総括) :

中東地域は、日本を含む国際社会にとって主要なエネルギー供給源の一つであり、ホルムズ海峡などの重要航路における航行の安全確保を含む同地域の平和と安定は、エネルギー安全保障や世界経済の安定と成長に極めて重要である。一方で、ガザ情勢やイラン情勢の緊迫化を始めとする中東地域の諸課題が噴出し、引き続き予断を許さない状況である。事態の早期沈静化、人道状況の改善、そして中長期的な平和と安定の確立の必要性が一層高まっている。

このような観点から、「中東地域の安定化に向けた働きかけ」及び「中東諸国との関係強化」という2つの分野を通じ、継続的な政治的働きかけや復興・人道支援により地域の安定化に貢献するとともに、経済関係の強化や信頼関係の醸成に向けた重層的な関係構築を推進した。その結果、両分野に掲げる目標が一定程度実現され、対中東地域外交の必要性及び有効性が確認された。よって、施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、域内諸国・地域との対話・協力枠組みの強化や中東地域の平和と安定に向けた働きかけなどの取組を推進する。

外部有識者の所見 (概要) :

- 中東地域外交は、エネルギー安全保障、ホルムズ海峡の航行安全、人道危機対応の観点から、日本外交の重要施策であり、目標の妥当性は高い。様々な取組が行われ、その成果の概要は評価書によくまとめられている。また、情勢の変化を踏まえ、イラン情勢への対応を詳細に記載したことも評価できる。
- ガザ情勢への対応、パレスチナ支援、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD) の再活性化、イラク・アフガニスタン支援に加え、イランとの独自の対話チャンネルを維持し、緊張緩和や邦人保護に努めた点は評価できる。
- 極めて難しい局面下での外務大臣のイスラエル・パレスチナ訪問、イスラエル・パレスチナ合同青年招へい事業の3年ぶりの再開は高く評価される。
- パレスチナ支援として、令和5年10月のガザ情勢緊迫化以降の約4億1,000万ドルの人道支援及び復旧・復興支援、CEAPAD閣僚級会合の開催、中東和平の実現に向けた国際的取組の主導、イラク復興支援、総額1億500万ドルのアフガニスタン緊急人道支援及び国際機関を通じた300万ドルの緊急無償資金協力の実施、アフガニスタンにおけるG7で唯一の常設の大使館の維持、シリア及び周辺国への支援、特にヨルダンに対する毎年1億ドルの財政支援、エジプトの医療機関などに対する無償資金協力の実施などは外交的努力・戦略的外交として高く評価される。
- ガザ地区、イラン、紅海・ホルムズ海峡、シリアなどの危機が連動し、中東地域の情勢は一層複合化している。今後は、人道・復興支援にとどまらず、エネルギー供給、海上交通、危機管理、地域安定化を結びつけた戦略的関与を強化する必要がある。
- イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成、アフガニスタンのタリバーン「暫定政権」による人権抑圧的政策への対応、イランとの意思疎通体制、ホルムズ海峡問題などの難しい課題について、更なる外交的努力の積み上げに期待する。ホルムズ海峡の閉鎖リスクを踏まえ、苦境に陥る中東産油国に対し、インフラ投資や技術支援を通じた関係強化も重要な課題となる。

施策 I - 5 : 中東地域外交

【参考】予算額・執行額等	区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
施策の予算額・執行額等 （分担金・拠出金除く）	予算の状況	128	126	153
	執行額	87	91	99
同（分担金・拠出金）	予算の状況	160	1,732	2,908
	執行額	160	1,732	2,906

（注）百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

令和6年度中東 における対日世論調査結果



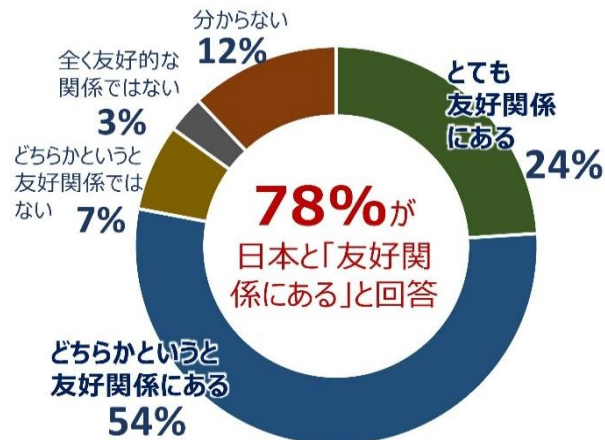
調査対象国：アラブ首長国連邦、イラン、エジプト、サウジアラビア、チュニジア、トルコ、ヨルダン
調査対象者：18歳～69歳の男女4,000名
調査方法：電話調査
調査期間：2024年10月-12月 調査機関：Ipsos

※回答の比率は四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

2025年3月14日

I. 対日関係

Q. あなたの国と日本は現在どのような関係にあると思うか。



II. 信頼関係

Q. あなたの国の友邦として、今日の日本は信頼できると思うか。

*75%が信頼できる20.4% + どちらかという信頼できる54.4% = 74.8%



III. 平和国家としての日本の歩み

Q. 日本の平和国家としての歩みについてどう思うか。

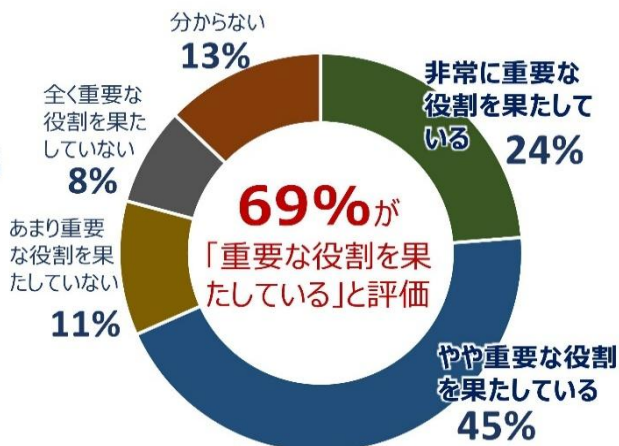


IV. 日本の役割と貢献

Q. 日本は世界経済の安定と発展にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。

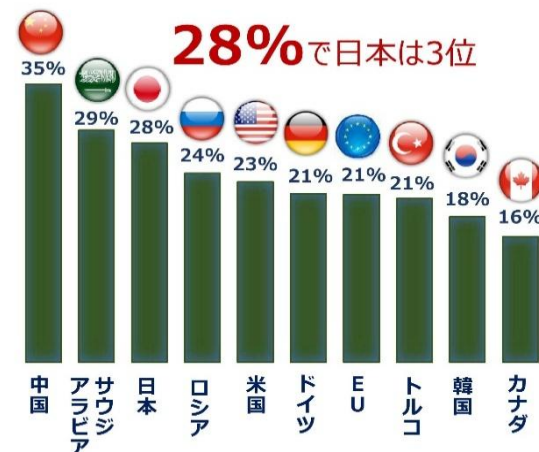


Q. 日本は国際秩序の安定（含む法の支配、自由民主主義、自由貿易体制）にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。



V. 今後の重要なパートナー

Q. 今後重要なパートナーとなるのは次の国・機関のうちどの国・機関か。（複数回答可）



分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

中期目標 :

喫緊のガザ情勢への対応に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【ガザ情勢への対応及び中東和平の実現に向けた日本の具体的取組と成果】 - イスラエル・パレスチナを含む関係国・地域に対し、ガザ情勢への対応及び中東和平に向けた政治的働きかけを継続した。令和 5 年 11 月には上川外務大臣が、令和 8 年 1 月には茂木外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し、日本の立場に対する理解を得るとともに、率直な意見交換を行った。 - 当事者間の信頼醸成のための取組として、令和 8 年 2 月、イスラエル・パレスチナ合同青年招へい事業を 3 年ぶりに再開した。パレスチナ支援については、令和 5 年 10 月のガザ情勢緊迫化以降、約 4 億 1,000 万ドル規模の人道支援や復旧・復興支援を実施した。また、令和 6 年以降、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD) の枠組みを再活性化し、令和 7 年 7 月には約 7 年ぶりとなる閣僚級会合を開催した。さらに、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地 (JAIP) の事業継続を通じ、イスラエル・パレスチナ間の相互理解の促進を図るとともに、パレスチナの経済的自立を支援した。 - 国際場裡では、令和 5 年 10 月から令和 6 年末まで国際連合安全保障理事会 (国連安保理) 理事国として、停戦や人質の解放などを求める 4 本の決議採択に貢献したほか、ガザ地区の早期復旧・復興を始めとするパレスチナの国づくりに向けた支援やガザ地区の暫定的な統治メカニズムへの人的貢献を果たすため、大久保ガザ再建支援担当大使を新たに任命し、米国やイスラエル、パレスチナ、ヨルダンなどに派遣した。「二国家解決」(イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存するとの考え方) 関連の国際会議にも積極的に参加し、中東和平の実現に向けた国際的取組を主導した。	1 【ガザ情勢への対応及び中東和平の実現に向けた日本の具体的取組と成果】 - イスラエル・パレスチナを含む関係国・地域に対しては、引き続き要人往来や電話会談などのあらゆる機会を捉えて政治的働きかけを行い、ガザ地区の早期復旧・復興を通じ、「二国家解決」の実現に向けた外交的取組を継続・強化する。また、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを始めとする当事者間の信頼醸成のための取組にも一層注力する。 - ガザ地区における深刻な人道危機に対する支援は、中東地域の平和と安定に向けた日本の積極的な貢献を示す上で効果的であった。日本としては「中東における平和を支える日本の取組 3 本柱」を通じて、トランプ大統領による「ガザ紛争終結のための包括的計画」の着実な実施に向け積極的な役割を果たし、国際的な人道支援の調整や国際社会の支援の輪の拡大を後押ししていく。 - パレスチナ支援については、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見をいかしてパレスチナの国づくりを支援するため平成 25 年に日本が立ち上げた地域協力枠組みである CEAPAD 閣僚級会合の成果を踏まえ、三角協力や人材育成・能力開発を目的とする技術協力の拡大・多様化を図る。また、パレスチナの経済的自立の促進を目的として日本が進めている JAIP を始めとして、関係国際機関などと連携しつつ、対パレスチナ支援を継続する。 - さらに、パレスチナや関係国及び国際機関などが参加するガザ地区の早期復旧・復興支援に関する国際会議の主催を検討し、日本の国際社会における責任ある姿勢と中東地域の平和と安定への取組と成果を引き続き効果的に国内外へ発信する。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
2 【イラク・アフガニスタンの復興の進展】 ● イラク：毎年事務レベルでイラクを訪問し、政治・経済・開発協力に関する意見交換を継続した。また、国内の安定化と経済改革を推進するスーダーニー政権への支持を表明することで、同政権の改革努力を後押しした。 ● イラクに対する経済・社会復興支援として、イラク政府が重視する国内避難民・帰還民への対処・保護・支援に重点を置き、国際機関と連携して生活改善・保護に関連する事業を毎年複数実施した。円借款では、バスラ製油所改良事業への拠出を継続し、令和 7 年 10 月に竣工した。同製油所の稼働は、イラク国内における石油精製品の安定供給と復興・経済安定に大きく貢献した。 ● アフガニスタン：緊急・人道支援として総額約 1 億 500 万ドルの支援を実施し、人道上の要請に応え、飢饉や難民発生を抑止に貢献した。また、災害対応支援として、令和 5 年度には JICA を通じた緊急援助物資の供与や国際機関を通じた 300 万ドルの緊急無償資金協力を実施した。さらに、令和 7 年度の大規模震災を受け追加の緊急・人道支援を行い、国民の生活環境改善に寄与した。 ● 令和 3 年に首都カブールを制圧したタリバーンが「暫定政権」を発足させ実質的に統治する中、日本は G 7 で唯一現地に常設の大使館を維持し、国際社会とも連携しつつ、タリバーン「暫定政権」に対し、教育や就労を始めとした女性・女児の権利の大幅な制限のような人権抑圧的な政策を撤回するよう直接働きかけた。また、国連安保理において、日本は令和 5 年及び令和 6 年にアフガニスタン問題に関するリード国を務め、安保理決議の起草及び米国、中国、ロシアなどの安保理常任理事国を始めとする各国との調整を主導し、国際社会におけるアフガニスタン支援の議論に大きく貢献した。さらに、令和 6 年度以降も、国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の活動を支援した。	2 【イラク・アフガニスタンの復興の進展】 ● イラクは、令和 4 年 10 月のスーダーニー政権樹立以降、周辺的情勢の不安定さにもかかわらず治安情勢は比較的安定化し、同政権による経済改革の自助努力により、復興段階から開発・ビジネス段階へと前進しつつある。一方、日本企業を含む外国企業が進出しやすいビジネス・投資環境の整備・改善が進展しておらず、依然として重要な課題である。こうした環境の整備はイラクの本格的復興に不可欠であるため、今後ともイラク政府に継続的に働きかけていく。 ● スーダーニー政権が掲げる対外債務削減方針により、日本の新規円借款案件形成が停滞した。他方、円借款はインフラ整備などを通じて日本企業の参入機会を生み、技術移転や雇用創出を伴ってイラクの復興と開発を後押しする効果を有するため、イラク次期政権に対しては、新規案件形成に向け、円借款の意義と効果を丁寧に説明していく。 ● アフガニスタンでは令和 3 年のタリバーン「暫定政権」発足以降、治安情勢は一定の改善が見られるものの、国連によれば総人口の約半数が人道支援を必要としているほか、令和 5 ~ 7 年にかけて隣国のパキスタン及びイランから大量のアフガニスタン難民が送還されており、これら難民の帰還が脆弱な同国経済に与える影響が懸念される。さらに、タリバーン「暫定政権」による人権抑圧的政策も継続しており、女子中等・高等教育は再開されていない。令和 6 年 8 月には国民の行動に厳格な制約を課し、女性・女児に対する権利制限を一層強めるいわゆる「勸善懲惡法」が公布された。 ● 今後とも、人道状況改善のため必要な支援を粘り強く実施し、地域の安定化に貢献するとともに、国際社会と緊密に連携しながら、タリバーン「暫定政権」に対して人権抑圧的な政策の撤回を強く働きかけていく。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
3 【イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し】 ● 首脳級を含む政府ハイレベルの会談や人権対話、軍縮・不拡散協議など、多層的かつ継続的な対話を実施した。令和 6 年 7 月には岸田総理大臣の特使として柘植外務副大臣がイランを訪問し、二国間の交流を一層深化させ、令和 7 年 6 月には、日・イラン税関相互支援協定が発効した。これらの取組は、二国間関係の強化に大きく寄与したほか、中東地域が不安定化していく中で、日本独自の外交的働きかけとして緊張緩和に貢献した。 ● 令和 5 年 10 月のハマスなどによるイスラエル攻撃以降、中東地域の緊張が断続的に高まる中、ハマスやヒズボラーなどに影響力を有するイランに対し、日本は、米国との同盟関係及びイランとの伝統的友好関係を活用しつつ、緊張緩和に向けた働きかけを行った。特に、令和 5 年 10 月から 12 月の間には、政府ハイレベルでの協議を複数回実施し、情勢安定化への対話を強化した。 ● 令和 7 年度には、核問題に関する米・イラン間接協議が継続される中、日本は米国や英、仏、独などの欧州諸国、及び地域諸国などとの緊密な連携を維持し、イランに対して対話による問題解決の重要性を一貫して働きかけた。また、6 月のイラン・イスラエル間の攻撃応酬時には、適時の電話会談を通じて双方に対して最大限の自制を促し、緊張激化の抑制に寄与した。加えて、イラン在留邦人の迅速かつ安全な国外退避をイラン及びアゼルバイジャンの協力を得て実施し、邦人の安全確保に努めた。 ● これらの取組を通じて、日本はイランとの二国間関係の強化のみならず、イランと地域・国際社会との信頼関係構築を後押しし、中東地域の平和と安定に向けた貢献を果たした。 ● 令和 8 年 2 月末から発生している米・イスラエルとイランの攻撃の応酬に際しても、当事国を含む関係国と首脳級を含む政府ハイレベルの協議を重ねており、早期の事態沈静化に向けて外交努力を継続している。同時に、イラン及び湾岸諸国の在留邦人の迅速かつ安全な国外退避を通じて、邦人の安全確保に尽くした。	3 【イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し】 ● イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築を後押しするにあたり、依然として多くの課題が存在する。特に、攻撃の応酬を伴う情勢の悪化は中東地域の安定化を困難にしており、在イラン日本国大使館の体制縮小や通信遮断といった制約は、情報収集や日・イラン当局間の連携を著しく制限している。こうした厳しい環境の中でも、日本はイランとの独自の対話チャネルを維持・強化し、継続的なコミュニケーションを確保することが不可欠である。 ● 令和 11 年の日・イラン外交関係樹立 100 周年を控え、今後もイランとの信頼関係を維持しつつ、必要な役割を着実に果たしていく。そのため、透明性の向上や協調的な問題解決を促す働きかけを強化し、イランの国際社会との建設的な関与を後押ししていく。 ● また、安全保障上のリスクを慎重に管理しつつ、中東地域の緊張緩和と持続的な平和構築に向けた建設的な関与を継続していく。 ● ホルムズ海峡における自由で安全な航行の確保は、世界経済への影響にも鑑み、国際社会全体で取り組む必要がある課題であり、日本として、G 7 を含む関係国と引き続き緊密に連携していく。

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
● また、令和 8 年 3 月の G 7 外相会合において、イラン情勢につき G 7 各国間で意見交換を行い、茂木外務大臣は、ホルムズ海峡における船舶の航行の安全確保の重要性を強調するとともに、国際的取組への参画やイランへの働きかけ、石油備蓄放出を含む日本の具体的な取組を紹介し、情勢安定化に向けた日本の主導的姿勢を示した。 4 【中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援】 ● シリア及び周辺国に対しては、平成 24 年以降、令和 8 年 3 月までに総額約 36 億ドルの支援を行い、令和 6 年 12 月の旧アサド政権崩壊後の令和 7 年 2 月には仏政府主催の「シリアに係る閣僚級会合」に 松本外務大臣政務官が出席するなど、シリア危機の政治的解決に向けた国際的取組に貢献してきた。 ● 令和 7 年 12 月には、大西外務大臣政務官が、政務三役として 15 年ぶりとなるシリア訪問を実施し、二国間経済協力の再開を発表した。 ● 約 230 万人のパレスチナ難民及び約 130 万人のシリア難民を受け入れているヨルダンに対し、令和 5 ～ 7 年度の間、毎年約 1 億ドルの財政支援を実施し、同国の過重な財政負担の軽減に寄与した。また、スーダン、リビア、ガザ地区などから傷病避難民を受け入れているエジプトの医療施設や医療機関に対し、医療資機材などの供与や医療従事者に対する研修などの無償資金協力を実施し、受入体制の強化を後押しした。	4 【中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援】 ● シリアが包摂的、平和的かつ安定した移行に向けた努力を継続する中において、シリア及び周辺国への支援は、中東地域の長期的な安定に向けた日本の外交努力として有効であった。今後も、日本ならではの知見や経験をいかしながら、復興と人道状況改善に向けた支援を継続していく。また、復興にあたっては日本企業の役割が重要であり、日本企業のシリア進出などについても、環境整備やビジネスイベントの開催を通じ貢献していく。 ● 中東地域の安定の要であるヨルダンへの継続的な財政支援は、日本が中東地域の安定化に取り組む上で有効であった。イラン情勢悪化に伴い、中東地域の経済状況の悪化により更なる財政困難が見込まれることから継続的な支援について検討を進める。 ● 多くの傷病避難民を抱えるエジプトの医療を支援することは、不安定な中東情勢がエジプトに与える影響を和らげる点でも効果的であった。ガザ地区の停戦仲介に重要な役割を果たすエジプトとの協力及び関係強化を進め、同国が地域安定化に果たす役割を確実に支えていく。

備考：
【令和 7 年度】・最新のガザ情勢に基づき中期目標及び測定項目 1 を修正した。
・相対的に湾岸情勢が中東地域外交に占める割合が小さくなったため測定項目から削除した。

参考：
・外交青書（第 2 章第 7 節：[令和 6 年版](#)、[令和 7 年版](#)、[令和 8 年版](#)）
・中東（[アフガニスタン](#)、[イエメン](#)、[イスラエル](#)、[イラク](#)、[イラン](#)、[シリア](#)、[ヨルダン](#)、[レバノン](#)、[パレスチナ](#)）

分野 1 : 中東地域の安定化に向けた働きかけ

参考 :

- ・ [中東における平和を支える日本の取組 3 本柱](#)
 - 第 1 の柱 ガザの統治メカニズムへの中長期的な関与
 - 第 2 の柱 パレスチナの国づくりに向けた包括的な支援
 - 第 3 の柱 CEAPAD 等の日本独自のイニシアティブを通じた支援の輪の拡大
- ・ [「平和と繁栄の回廊」構想](#)
- ・ [パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 \(CEAPAD\)](#)
- ・ [日・イラン税関相互支援協定の発効](#) (令和 7 年 6 月 18 日)
- ・ [令和 7 年度イスラエル・パレスチナ合同青年招へいの実施 \(結果概要 : 第 1 弾\)](#) (令和 8 年 2 月 2 日～8 日)
- ・ [G 7 外相会合 \(セッション 5 : イラン及び周辺地域情勢\)](#) (令和 8 年 3 月 27 日)
- ・ [＜要人往来・会談＞](#)
 - ・ [上川外務大臣のイスラエル、パレスチナ及びヨルダン訪問](#) (令和 5 年 11 月 2 日～5 日)
 - ・ [柘植外務副大臣 \(総理特使\) のイラン・イスラム共和国訪問 \(結果\)](#) (令和 6 年 7 月 29 日～31 日)
 - ・ [松本外務大臣政務官のフランス訪問 \(結果\)](#) (令和 7 年 2 月 10 日～13 日)
 - ・ [茂木外務大臣のイスラエル、パレスチナ、カタール、フィリピン及びインド訪問](#) (令和 8 年 1 月 10 日～18 日)
 - ・ [大久保武ガザ再建支援担当大使 \(米国出張、イスラエル国訪問、パレスチナ訪問、ヨルダン訪問\)](#)
- ・ [＜安保理決議＞](#)
 - ・ [イスラエル・パレスチナ情勢 \(人道的休止・停戦の呼びかけ\) : 安保理決議第 2712 号](#)
 - ・ [ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する国連安保理決議の採択について \(外務報道官談話\) : 安保理決議第 2720 号](#)
 - ・ [ガザ情勢に関する国連安全保障理事会決議第 2728 号の採択について \(外務大臣談話\) : 安保理決議第 2728 号](#)
 - ・ [ガザ情勢に関する国連安全保障理事会決議第 2735 号の採択について \(外務大臣談話\) : 安保理決議第 2735 号](#)
- ・ [＜邦人の退避支援＞](#)
 - ・ [イラン・イスラム共和国からの陸路による邦人の退避支援の実施について](#) (令和 8 年 3 月 4 日)
 - ・ [イラン・イスラム共和国からの陸路による邦人等の退避支援 \(2 回目\) の実施について](#) (令和 8 年 3 月 8 日)
 - ・ [イスラエル国からの陸路による邦人等の退避支援の実施について](#) (令和 8 年 3 月 2 日)
 - ・ [イスラエル国からの陸路による邦人の退避支援の実施 \(2 回目\) について](#) (令和 8 年 3 月 11 日)
- ・ [＜ODA \(政府開発援助\)＞](#)
 - ・ [ODA \(政府開発援助\) イラク約束状況](#)
 - ・ [イラク共和国に対する円借款「バスラ製油所改良計画 \(第六期\)」に関する書簡の署名・交換](#) (令和 6 年 11 月 17 日)
 - ・ [アフガニスタン西部における地震被害に対する緊急無償資金協力等](#) (令和 5 年 10 月 17 日)
 - ・ [アフガニスタン東部における地震被害に対する緊急無償資金協力等緊急人道支援](#) (令和 7 年 9 月 19 日)

分野 2 : 中東諸国との関係強化

中期目標 :
要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、湾岸協力理事会（GCC）諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。

過去 3 年度（令和 5 ～ 7 年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1 【中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化】 ● 緊迫するガザ情勢を受けて、令和 5 年 11 月、上川外務大臣がイスラエル、パレスチナ及びヨルダンを訪問し、令和 8 年 1 月には茂木外務大臣がイスラエル、パレスチナ及びカタールを訪問し、意見交換などを実施したことにより双方と良好な関係を維持・強化した。 ● 令和 7 年の 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機会に、中東・北アフリカ諸国からは首脳級 6 名、外相級 4 名、その他閣僚級など 8 名が訪日し、人的交流や文化交流を通じた相互理解の促進を図ることができた。 ● 令和 7 年 8 月に開催した第 9 回アフリカ開発会議（TICAD 9）において、石破総理大臣、岩屋外務大臣などが、エジプト、リビア、アルジェリア、チュニジアの首相・外相などと会談し、二国間協力及び中東地域の連携を強化していくことで一致した。 ● 令和 7 年 11 月には、ヨルダンのアブドゥラー 2 世国王陛下が訪日し、高市総理大臣はワーキング・ディナーを開催した。不安定化する中東情勢の中で、「中東の安定の要」であるヨルダンと戦略的パートナーシップに基づく二国間関係の更なる強化で一致した。 ● 令和 5 年 2 月のトルコ南東部を震源とする地震を受け、首脳電話会談や上川外務大臣のトルコ訪問を通じてトルコに対する日本の連帯や支援を直接伝達した。令和 6 年には外交関係樹立 100 周年の機会に秋篠宮皇嗣同妃両殿下がトルコを御訪問され、令和 7 年にはクルトゥルムシュ国会議長の訪日が行われ、二国間関係の一層の強化につながった。	1 【中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化】 ● 中東・北アフリカ諸国との関係強化を進める上で、ガザ情勢及びイラン情勢の早期沈静化・安定化やホルムズ海峡における自由で安全な航行の確保が不可欠である。引き続き、日本が中東地域の平和と安定に向け継続的に関与し、各国と対話を重ねることは、信頼醸成や制度的枠組みの整備を通じて、民間における人的交流の促進にもつながることから、今後もこのような取組を着実に進めていく。 ● このため、今後も首脳・外相会談などの要人往来に加え、電話会談なども活用し、対話を一層深化させることで、中東・北アフリカ諸国との相互理解と信頼関係の強化を図る。

分野 2 : 中東諸国との関係強化

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果

2 【自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化】

- 貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。日本は日本企業が多く進出している中東諸国との間で、社会保障協定や投資協定などの交渉及び署名・締結を行ってきている。また、自由で公正な経済秩序を維持・拡大し、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定 (EPA) などの交渉に積極的に取り組んでいる。
- 日・トルコEPAについては、テレビ会議や首席交渉官級での対面会合を実施し、交渉妥結に向け協議を継続した。日・トルコ社会保障協定については、令和 7 年 1 月に第 9 回政府間交渉を実施し、次の協議を対面形式で行うべく調整を継続している。
- あり得べき日・イスラエルEPAについては、令和 4 年 11 月に共同研究立上げを発表して以降、令和 5 年 9 月までに 3 回の会合を実施し、共同研究報告書の作成に向けた調整を着実に進めていくことで一致した。
- ヨルダンに進出している日本企業の活動をサポートするため、ビジネス環境の改善や投資促進に関する官民合同委員会を設立し、令和 7 年 2 月に 1 回目の合同委員会を実施した。両国は、本合同委員会を年 1 回、実務者級の作業部会を 4 か月に 1 回開催する枠組みを設定することで一致し、ビジネス環境の改善及び経済関係の強化に寄与した。
- 日・チュニジア投資協定については、令和 7 年 6 月に交渉開始に一致し、令和 7 年度中に 3 回の交渉会合を行った。

課題及び今後の方向性

2 【自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化】

- 貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、日本企業の意見を聴取しつつ、政府ハイレベルなどで日本と中東諸国との経済対話の機会を引き続き設け、日本企業の活動をより円滑化することを通じ、経済関係強化につなげる。
- 日・トルコ社会保障協定については、早期妥結に向けて残る論点の調整を加速させ、交渉を着実に前進させる。日・チュニジア投資協定については、令和 8 年 4 月の実質合意を受け、早期の署名を目指す。
- あり得べき日・イスラエルEPAについては、今後の交渉開始の可能性も含めた対応ぶりについて、引き続き状況を慎重に見極め、必要な協議と調整を継続する。
- 日・ヨルダン官民合同委員会については、日本企業の投資環境の改善に資するとともに、シリア及びガザ地区復興における日・ヨルダン企業の連携強化に重要な役割を果たす枠組みであるため、合同委員会及び実務者級作業部会を通じた活動を継続し、ビジネス環境の改善及び経済関係の更なる強化を図る。

分野 2 : 中東諸国との関係強化

過去 3 年度 (令和 5 ~ 7 年度) の主な成果

3 【中東地域産油国 (特に GCC 諸国) の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施】

- 石油依存脱却、産業多角化を軸とする社会経済改革を進める GCC 諸国との間で、協力分野の裾野の拡大やパートナーシップの立ち上げ・格上げを積極的に推進し、重層的な経済関係強化に向けて大きな成果が得られた。
- サウジアラビアとは、令和 7 年の国交樹立 70 周年を契機に、「日・サウジ・ビジョン 2030」の下で協力を進展させた。
- アラブ首長国連邦 (UAE) とは、「包括的・戦略的パートナーシップイニシアティブ (CSPI)」の下での協力推進に加え、令和 6 年に防衛装備品・技術移転協定が発効した。
- カタールとは、令和 5 年に、岸田総理大臣のカタール訪問を機に二国間関係を「戦略的パートナーシップ」へ格上げし、外相間戦略対話・外務省間政策対話を通じ協力を拡大した結果、日本企業の新規の液化天然ガス (LNG) 売買契約も進んだ。
- クウェートとは、外相会談・政策対話を積み重ね、令和 7 年には二国間関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」に格上げし、同年 5 月のサバーハ・ハーリド皇太子殿下下訪日を通じ二国間関係を強化した。
- バーレーンとは、令和 5 年に日・バーレーン投資協定が発効したほか、令和 7 年に外相戦略対話を初めて開催した。また、同年のサルマン皇太子兼首相殿下の訪日を機に二国間関係を「包括的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」へと格上げすることで一致し、伝統的なエネルギー分野を超えて、政治・安全保障、環境、情報通信技術 (ICT)、宇宙などの分野での協力が一層進展した。
- 中断していた日・GCC・EPA の交渉を、令和 6 年 12 月にリヤド (サウジアラビア) で再開し、協議を継続することで、GCC 諸国との貿易関係が着実に強化された。また、日・UAE・EPA 交渉を

課題及び今後の方向性

3 【中東地域産油国 (特に GCC 諸国) の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施】

- 令和 5 ~ 7 年度に、パートナーシップの立ち上げ・格上げを進め、活発な要人往来を契機とした成果を上げることができた。今後も、これらの協力枠組みやパートナーシップを軸に、引き続き、分野ごとの協力を着実に積み重ねていき、要人往来の機会に大きな成果を生み出せるよう、計画的に対話・協議を進めていく。あわせて、エネルギー・経済分野のみならず、人的・文化交流、AI や宇宙といった新興技術分野などにも協力の裾野を一層広げ、経済・社会改革の後押しと日本の経済成長の実現との相乗効果の強化を図っていく。
- 日・GCC・EPA については、定期的な会合の開催、関連情報の収集、意見交換・調整を継続し、合意が見込まれる分野から着実に成果を積み上げつつ、難しい論点に関する交渉を粘り強く進める。また、日・UAE・CEPA については、早期の署名・発効に向け、必要な国内手続きを進める。

分野 2 : 中東諸国との関係強化

過去 3 年度 (令和 5 ～ 7 年度) の主な成果	課題及び今後の方向性
令和 6 年に開始 (令和 7 年も複数回開催) し、令和 8 年 3 月に日・UAE包括的経済連携協定 (CEPA) の交渉妥結に至った。 ● これらの取組により、日本とGCC諸国の経済関係は一層深化し、中東地域の経済改革の後押しと日本の経済安全保障の強化の双方に寄与した。	

備考 : 【令和 7 年度】 相対的に対イラク支援が中東地域外交に占める割合が小さくなったため測定項目から削除した。

参考 :

- ・ 外交青書 (第 2 章第 7 節 : [令和 6 年版](#)、[令和 7 年版](#)、[令和 8 年版](#))
- ・ [湾岸協力理事会 \(GCC\)](#) ([サウジアラビア](#)、[アラブ首長国連邦](#)、[バーレーン](#)、[オマーン](#)、[カタール](#)、[クウェート](#))
- ・ [トルコ](#)
- ・ 北アフリカ諸国 ([エジプト](#)、[リビア](#)、[アルジェリア](#)、[チュニジア](#)、[モロッコ](#))
- <経済連携・投資協定>
- ・ [日・UAE包括的経済連携協定](#)
- ・ [日・バーレーン投資協定の効力発生のための外交上の公文の交換](#) (令和 5 年 8 月 7 日)
- ・ [日・ヨルダン官民合同委員会第 1 回会合の開催について](#) (令和 8 年 2 月 22 日)
- ・ [日・湾岸協力理事会 \(GCC\) 経済連携協定 \(EPA\) 交渉再開後第 1 回会合 \(概要\)](#) (令和 6 年 12 月 10 日～12 日)
- ・ [日・湾岸協力理事会 \(GCC\) 経済連携協定 \(EPA\) 交渉再開後第 2 回会合 \(概要\)](#) (令和 7 年 6 月 30 日～7 月 3 日)
- <要人往来・会談>
- ・ [日・トルコ電話首脳会談](#) (令和 5 年 7 月 6 日)
- ・ [上川外務大臣のイスラエル、パレスチナ及びヨルダン訪問](#) (令和 5 年 11 月 2 日～5 日)
- ・ [秋篠宮皇嗣同妃両殿下のトルコ御訪問について](#) (令和 6 年 12 月 3 日～8 日、宮内庁ホームページ)
- ・ [石破内閣総理大臣とサバーハ・ハーリド・クウェート国皇太子殿下との会談及びワーキング・ランチ](#) (令和 7 年 5 月 29 日)
- ・ [石破内閣総理大臣とサルマン・バーレーン王国皇太子兼首相殿下との会談及びワーキング・ディナー](#) (令和 7 年 9 月 19 日)
- ・ [茂木外務大臣のイスラエル、パレスチナ、カタール、フィリピン及びインド訪問](#) (令和 8 年 1 月 10 日～1 月 18 日)